横 浜 市 記 者 発 表 資 料

令和７年 12 月 22 日
消 防 局 人 事 課

消防局職員の懲戒処分について

地方公務員法第 29 条の規定により、本日付で次のとおり職員の処分を行いました。

１　被処分者及び処分内容

事案	所属	職名	年齢	処分内容
1	西消防署	消防吏員	50 代	停職１箇月
2	港北消防署	消防吏員	40 代	停職４箇月

２　事案の概要

(1) 事案１

当事者は令和７年５月頃から、被害職員に対して、容姿等を侮辱する発言を行うなど、複数回にわたりセクシャル・ハラスメント行為等を行い、精神的苦痛を与えるとともに、職場環境を悪化させました。

(2) 事案２

当事者は令和７年５月頃から、後輩職員複数名に対して、訓練中等に「しめる」、「辞めちまえ」など威圧的な叱責や事務所で「歌を歌え」、「一発ギャグをしろ」など、複数名に精神的苦痛を与える常習的なパワー・ハラスメントや不適切な言動を行い、職場環境を悪化させました。

３　管理監督者処分

事案1	課長級１名、係長級１名　【厳重注意】
事案2	課長級１名、係長級１名　【厳重注意】

４　佐々木（ささき）　功喜（こうき）　消防局長のコメント

当局職員の不祥事により、市民の皆様の信頼を大きく損ねたことを深くお詫び申し上げます。

いずれの事案も公務員としてあってはならない行為であり、改めて、不祥事の再発防止に組織を挙げてしっかりと取り組み、市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

お問合せ先
消防局人事課　　Tel 045-334-6404